

大野市社会福祉協議会役員の報酬等及び費用弁償の支給に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人大野市社会福祉協議会定款（以下「定款」という。）第12条の14の規定に基づき社会福祉法人大野市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の役員の報酬等及び費用弁償の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「役員」とは、理事及び監事をいう。

2 この規程において「報酬等」とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。

(報酬等)

第3条 役員には、その職務の実態に即し、次の各号に掲げる区分に応じて、それぞれ当該各号に定める報酬を支給する。

- (1) 会長 月額10,000円
- (2) 副会長 月額3,000円
- (3) 前2号に掲げる者以外の理事 月額2,000円
- (4) 監事 月額2,000円

2 報酬以外の報酬等については、評議員会で必要と認める場合に限り、支給することができる。

(報酬の支給)

第4条 前条第1項の報酬は、役員が選任された日から支給する。

- 2 役員が任期満了、死亡若しくは辞任による退任又は解任によりその職を離れたときは、その日まで報酬を支給する。定款第12条の12第3項に規定する理事又は監事としての権利義務を有する場合についても、同様とする。
- 3 前2項の規定により月の中途において選任又は退任若しくは解任したときの報酬の額は、日割計算によるものとする。
- 4 報酬の支給は、各会計年度の前期分と後期分に分けて、前期分を9月に、後期分を3月にそれぞれ支払うものとする。
- 5 報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(費用弁償)

第5条 役員が、その職務のため、本会の理事会、評議員会、監査会、部会その他の会議に出席したときは、費用弁償として日額1,000円を支給する。

2 役員が前項の会議出席以外の職務を行ったときにおける費用弁償は、同項の例によることができる。

(市行政機関選出理事の特例)

第6条 市行政機関から選出される理事に対しては、第3条及び前条の規定にかかわらず、報酬等及び費用弁償は支給しない。

(旅費)

第7条 役員が職務のため出張したときは、大野市社会福祉協議会職員の給与及び旅費に関する規程に基づき、旅費を支給する。

(公表)

第8条 本会は、この規程をもって、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、役員の報酬等及び費用弁償の支給に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年会計年度にかかる定時評議員会の日〔平成29年6月15日〕から施行する。